

## 個人情報の紛失について

東京産業保健総合支援センターにおけるマイナンバー関係書類に係る個人情報の紛失について、以下のとおり事実関係を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

### 1 事案の概要

源泉徴収関係事務のため、レターパックプラスによりマイナンバー関係書類（通知カード等の写し）を提出いただいておりますが、そのうち1名（以下「Aさん」という。）について、平成28年12月22日に当センター事務室内で紛失したことが判明しました。

### 2 発生原因

- (1) マイナンバーの写しを郵送により取得する場合には、簡易書留又は書留で行うべきところをレターパックプラスで郵送していました。
- (2) 当センターの事務担当者が休暇を取得していたため、当該郵便物の受領者が、マイナンバー関係書類だと認識せず、当該郵便物を不在だった事務担当者の机の上に置いたままにしていました。その結果、事務担当者が出勤後、机上の数日分の郵便物の事務処理を行った際に、当該郵便物を未開封のまま廃棄書類とともにシュレッダー処分したことによるものと考えられます。

### 3 関係者への説明

副所長が平成28年12月27日にAさんの勤務する事業場を訪問し、Aさんに直接謝罪し了承いただきました。

### 4 再発防止対策

- (1) マイナンバー等の特定個人情報を含む書類を郵送する際には、簡易書留又は書留を利用することを徹底し、収集・利用・廃棄する都度、特定個人情報取扱記録管理簿に記載するよう徹底します。
- (2) 特定個人情報を取り扱う際には、のぞき見等を防止する適切な作業スペースにして取り扱うこととし、鍵のかかる書庫に保管することを徹底します。
- (3) 郵便物の封筒の廃棄処分は、中身の有無を必ず確認してから実施します。

平成28年12月28日  
独立行政法人労働者健康安全機構  
東京産業保健総合支援センター  
所長 尾崎 治夫  
副所長 地場 孝一  
(電話) 03-5211-4480